

京都市告示第207号

京都市眺望景観創生条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、眺望空間保全区域、近景デザイン保全区域及び遠景デザイン保全区域を指定するとともに、それぞれの区域について第8条第1項1号に規定する別に定める標高並びに同項第2号及び第3号に規定する別に定める基準を定めたので、第6条第3項（第8条第3項において準用する場合を含む。）の規定により告示し、第6条第4項（第8条第3項において準用する場合を含む。）の規定により関係図書を縦覧に供します。

平成19年9月1日

京都市長 桜本 賴兼

- 1 条例第6条第1項の規定に基づき指定する眺望空間保全区域、近景デザイン保全区域及び遠景デザイン保全区域は、眺望景観の種別に応じて定めた別表（い）欄の各対象地ごとに規定する同表（ろ）欄に掲げる区域とする。
- 2 条例第8条第1項各号に規定する別に定める標高、建築物等の形態及び意匠、建築物等の外壁及び屋根等の色彩の基準は、眺望景観の種別に応じて定めた別表（い）欄の各対象地ごとに第6条第1項により規定する同表（ろ）欄に掲げる区域に応じ、同表（は）欄に掲げるとおりとする。ただし、建築物等の敷地が、美観地区、美観形成地区、風致地区又は建造物修景地区内にある場合において、当該建築物等がそれぞれの地区ごとに定めた基準を満たすものであり、かつ、市長が眺望景観の保全及び創出を阻害しないと認める建築物等については、当該地区ごとの基準によることができる。

別表

種別	対象地	視点場の範囲	(ろ)		(は)
			眺望景観保全地域		基準
			区域	区域の範囲	
境内の眺め	1 賀茂別雷神社（上賀茂神社）	世界遺産の登録資産	近景デザイン保全区域（約477.8ヘクタール）	世界遺産の登録資産の外側500メートルの区域	<p>1 賀茂別雷神社境内の樹木、歴史的資産等のスカイラインや背景の風情を保全するため、建築物等は、境内地から周辺を眺めるときの境内の樹木、歴史的な建築物等の頂部を超えて、境内の眺めを阻害してはならない。</p> <p>2 視点場から視認される建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 建築物の屋根にあっては、以下によること。</p> <p>ア 特定こう配（屋根のこう配で、10分の3以上、10分の4、5以下のこう配をいう。以下同じ。）を有するものであること。</p> <p>イ 形状は、切妻、寄棟、入母屋であること。</p> <p>ウ 日本瓦又は銅板で葺かれていること。</p> <p>(2) 塔屋を設けないこと。</p> <p>(3) 建築物等の各部は、歴史的資産の良好な眺めの保全を阻害しないものであること。</p> <p>(4) 建築物等の色彩は、禁止色（「京都都市計画（京都国際文化観光都市建設設計画）景観地区の計画書」の「形態意匠の制限に係る共通の基準」に定める色彩をいう。以下同じ。）を用いないこととし、境内の歴史的資産や緑等の眺めと調和し違和感を与えるものでないこと。</p> <p>(5) 境内の眺めの形成に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。</p>
	2 賀茂御祖神社（下鴨神社）	世界遺産の登録資産	近景デザイン保全区域（約160.4ヘクタール）	世界遺産の登録資産の外側500メートルの区域	<p>1 賀茂御祖神社境内の樹木、歴史的資産等のスカイラインや背景の風情を保全するため、建築物等は、境内地から周辺を眺めるときの境内の樹木、歴史的な建築物等の頂部を超えて、境内の眺めを阻害してはならない。</p> <p>2 視点場から視認される建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 建築物の屋根にあっては、以下によること。</p> <p>ア 特定こう配を有するものであること。</p>

				<p>イ 形状は、切妻、寄棟、入母屋であること。</p> <p>ウ 日本瓦又は銅板で葺かれていること。</p> <p>(2) 塔屋を設けないこと。</p> <p>(3) 建築物等の各部は、歴史的資産の良好な眺めの保全を阻害しないものであること。</p> <p>(4) 建築物等の色彩は、禁止色を用いないこととし、境内の歴史的資産や緑等の眺めと調和し違和感を与えるものでないこと。</p> <p>(5) 境内の眺めの形成に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。</p>
3 教王護国寺(東寺)	世界遺産の登録資産	近景デザイン保全区域(約136.6ヘクタール)	世界遺産の登録資産の外側500メートルの区域	<p>1 教王護国寺境内の樹木、歴史的資産等のスカイラインや背景の風情を保全するため、建築物等は、境内地から周辺を眺めるときの境内の樹木、歴史的な建築物等の頂部を超えて、境内の眺めを阻害してはならない。</p> <p>2 視点場から視認される建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 建築物の屋根は、こう配屋根であること。</p> <p>(2) 塔屋を設けないこと。</p> <p>(3) 建築物等の各部は、歴史的資産の良好な眺めの保全を阻害しないものであること。</p> <p>(4) 建築物等の色彩は、禁止色を用いないこととし、境内の歴史的資産や緑等の眺めと調和し違和感を与えるものでないこと。</p> <p>(5) 境内の眺めの形成に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。</p>
4-1 清水寺	世界遺産の登録資産	近景デザイン保全区域(約150.3ヘクタール)	世界遺産の登録資産の外側500メートルの区域	<p>1 清水寺境内の樹木、歴史的資産等のスカイラインや背景の風情を保全するため、建築物等は、境内地から周辺を眺めるときの境内の樹木、歴史的な建築物等の頂部を超えて、境内の眺めを阻害してはならない。</p> <p>2 視点場から視認される建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 建築物の屋根にあっては、以下によること。</p> <p>ア 特定こう配を有するものであること。</p> <p>イ 形状は、切妻、寄棟、入母屋であること。</p> <p>ウ 日本瓦又は銅板で葺かれていること。</p> <p>(2) 塔屋を設けないこと。</p>

				<p>(3) 建築物等の各部は、歴史的資産の良好な眺めの保全を阻害しないものであること。</p> <p>(4) 建築物等の色彩は、禁止色を用いないこととし、境内の歴史的資産や緑等の眺めと調和し違和感を与えるものでないこと。</p> <p>(5) 境内の眺めの形成に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。</p>
4-2 清水寺「奥の院」からの市街地	「奥の院」の舞台の点（北緯34度59分40秒、東経135度47分8秒）	近景デザイン保全区域(約30.0ヘクタール)	視点場と高野交差点の中心を通る線及び視点場と東福寺交差点の中心を通る線に挟まれた範囲で、視点場から半径500メートルの区域	<p>1 建築物等は、特に「奥の院」から望見する広大な市街地の眺めと、一体的に視界に入る清水の「舞台」を含む境内の良好な眺めを阻害してはならない。</p> <p>2 視点場から視認される建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 建築物の屋根にあっては、以下によること。</p> <p>ア 特定こう配を有するものであること。</p> <p>イ 形状は、切妻、寄棟、入母屋であること。</p> <p>ウ 日本瓦又は銅板で葺かれていること。</p> <p>(2) 塔屋を設けないこと。</p> <p>(3) 建築物等の各部は、歴史的資産の良好な眺めの保全を阻害しないものであること。</p> <p>(4) 建築物等の色彩は、禁止色を用いないこととし、境内の歴史的資産や自然の緑等の眺めと調和し違和感を与えるものでないこと。</p> <p>(5) 「奥の院」の舞台からの歴史的で良好な市街地の眺めの形成に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。</p>
	遠景デザイン保全区域(約29,860.6ヘクタール)	視点場と高野交差点の中心を通る線及び視点場と東福寺交差点の中心を通る線と都市計画区域界(京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)区域界(京都市域に限る。)をいう。以下同じ。)とで囲まれた区域(近景デザイン保全区域を除く。)	視点場と高野交差点の中心を通る線及び視点場と東福寺交差点の中心を通る線と都市計画区域界(京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)区域界(京都市域に限る。)をいう。以下同じ。)とで囲まれた区域(近景デザイン保全区域を除く。)	<p>1 建築物等は、「奥の院」から清水寺の境内を通して望見する市街地と、盆地景を形成する周辺の山並みとの良好な眺めを阻害してはならない。</p> <p>2 建築物等の色彩は、禁止色を用いないこととし、山並みと一体となって望見される市街地の良好な景観を形成するものとして調和のとれたものとすること。</p>
5 醍醐寺	世界遺産の登録資産	近景デザイン保全区域(約395.3ヘクタール)	世界遺産の登録資産の外側500メートルの区域	<p>1 醍醐寺境内の樹木、歴史的資産等のスカイラインや背景の風情を保全するため、建築物等は、境内地から周辺を眺めるときの境内の</p>

				<p>樹木、歴史的な建築物等の頂部を超えて、境内の眺めを阻害してはならない。</p> <p>2 視点場から視認される建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 建築物の屋根にあっては、以下によること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 特定こう配を有するものであること。 イ 形状は、切妻、寄棟、入母屋であること。 ウ 日本瓦又は銅板で葺かれていること。 <p>(2) 塔屋を設けないこと。</p> <p>(3) 建築物等の各部は、歴史的資産の良好な眺めの保全を阻害しないものであること。</p> <p>(4) 建築物等の色彩は、禁止色を用いないこととし、境内の歴史的資産や緑等の眺めと調和し違和感を与えるものでないこと。</p> <p>(5) 境内の眺めの形成に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。</p>
6 仁和寺	世界遺産の登録資産	近景デザイン保全区域(約138.3ヘクタール)	世界遺産の登録資産の外側500メートルの区域	<p>1 仁和寺境内の樹木、歴史的資産等のスカイラインや背景の風情を保全するため、建築物等は、境内地から周辺を眺めるときの境内の樹木、歴史的な建築物等の頂部を超えて、境内の眺めを阻害してはならない。</p> <p>2 視点場から視認される建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 建築物の屋根にあっては、以下によること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 特定こう配を有するものであること。 イ 形状は、切妻、寄棟、入母屋であること。 ウ 日本瓦又は銅板で葺かれていること。 <p>(2) 塔屋を設けないこと。</p> <p>(3) 建築物等の各部は、歴史的資産の良好な眺めの保全を阻害しないものであること。</p> <p>(4) 建築物等の色彩は、禁止色を用いないこととし、境内の歴史的資産や緑等の眺めと調和し違和感を与えるものでないこと。</p> <p>(5) 境内の眺めの形成に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。</p>
7 高山寺	世界遺産の登録資産	近景デザイン保全区域(約170.3ヘクタール)	世界遺産の登録資産の外側500メートルの区域	<p>1 高山寺境内の樹木、歴史的資産等のスカイラインや背景の風情を保全するため、建築物等は、境内</p>

		ール)		<p>地から周囲を眺めるときの境内の樹木、歴史的な建築物等の頂部を超えて、境内の眺めを阻害してはならない。</p> <p>2 視点場から視認される建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 建築物の屋根にあっては、以下によること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 特定こう配を有するものであること。 イ 形状は、切妻、寄棟、入母屋であること。 ウ 日本瓦又は銅板で葺かれていること。 (2) 塔屋を設けないこと。 (3) 建築物等の各部は、歴史的資産の良好な眺めと、周辺の自然の縁等の保全を阻害しないものであること。 (4) 建築物等の色彩は、禁止色を用いないこととし、境内の歴史的資産や縁等の眺めと調和し違和感を与えるものでないこと。 (5) 境内の眺めの形成に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。
8 西芳寺	世界遺産の登録資産	近景デザイン 保全区域(約107.7ヘクタール)	世界遺産の登録資産の外側500メートルの区域	<p>1 西芳寺境内の樹木、歴史的資産等のスカイラインや背景の風情を保全するため、建築物等は、境内地から周囲を眺めるときの境内の樹木、歴史的な建築物等の頂部を超えて、境内の眺めを阻害してはならない。</p> <p>2 視点場から視認される建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 建築物の屋根にあっては、以下によること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 特定こう配を有するものであること。 イ 形状は、切妻、寄棟、入母屋であること。 ウ 日本瓦又は銅板で葺かれていること。 (2) 塔屋を設けないこと。 (3) 建築物等の各部は、歴史的資産の良好な眺めの保全を阻害しないものであること。 (4) 建築物等の色彩は、禁止色を用いないこととし、境内の歴史的資産や縁等の眺めと調和し違和感を与えるものでないこと。 (5) 境内の眺めの形成に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。
9 天龍寺	世界遺産の	近景デザイン	世界遺産の登録資	1 天龍寺境内の樹木、歴史的資産

	登録資産 保全区域(約1 27.5ヘクタ ール)	産の外側500メ ートルの区域	<p>等のスカイラインや背景の風情を 保全するため、建築物等は、境内 地から周辺を眺めるときの境内の 樹木、歴史的な建築物等の頂部を 超えて、境内の眺めを阻害しては ならない。</p> <p>2 視点場から視認される建築物等 は、次の各号に掲げる基準に適合 するものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 建築物の屋根にあっては、以 下によること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 特定こう配を有するもので あること。 イ 形状は、切妻、寄棟、入母 屋であること。 ウ 日本瓦又は銅板で葺かれて いること。 (2) 塔屋を設けないこと。 (3) 建築物等の各部は、山並みの 自然や緑、歴史的資産の良好な 眺めの保全を阻害しないもので あること。 (4) 建築物等の色彩は、禁止色を 用いないこととし、境内の歴史 的資産や自然、緑等の眺めと調 和し違和感を与えるものでない こと。 (5) 境内の眺めの形成に支障とな る建築設備、工作物等を設けな いこと。
10 鹿苑 寺(金閣寺)	世界遺産の 登録資産 近景デザイン 保全区域(約1 50.1ヘクタ ール)	世界遺産の登録資 産の外側500メ ートルの区域	<p>1 鹿苑寺境内の樹木、歴史的資産 等のスカイラインや背景の風情を 保全するため、建築物等は、境内 地から周辺を眺めるときの境内の 樹木、歴史的な建築物等の頂部を 超えて、境内の眺めを阻害しては ならない。</p> <p>2 視点場から視認される建築物等 は、次の各号に掲げる基準に適合 するものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 建築物の屋根にあっては、以 下によること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 特定こう配を有するもので あること。 イ 形状は、切妻、寄棟、入母 屋であること。 ウ 日本瓦又は銅板で葺かれて いること。 (2) 塔屋を設けないこと。 (3) 建築物等の各部は、周辺の山 並みの自然と緑、歴史的資産の 良好な眺めの保全を阻害しない ものであること。 (4) 建築物等の色彩は、禁止色を 用いないこととし、境内の歴史 的資産や自然、緑等の眺めと調 和し違和感を与えるものでない

				こと。 (5) 境内の眺めの形成に支障となる建築設備、工作物等を設けうこと。
1 1 - 1 慈照寺（銀閣寺）	世界遺産の登録資産	近景デザイン保全区域(約114.5ヘクタール)	世界遺産の登録資産の外側500メートルの区域	<p>1 慈照寺境内の樹木、歴史的資産等のスカイラインや背景の風情を保全するため、建築物等は、境内地から周辺を眺めるときの境内の樹木、歴史的な建築物等の頂部を超えて、境内の眺めを阻害してはならない。</p> <p>2 視点場から視認される建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 建築物の屋根にあっては、以下によること。</p> <p>ア 特定こう配を有するものであること。</p> <p>イ 形状は、切妻、寄棟、入母屋であること。</p> <p>ウ 日本瓦又は銅板で葺かれていること。</p> <p>(2) 塔屋を設けないこと。</p> <p>(3) 建築物等の各部は、周辺の山並みの自然と緑、歴史的資産の良好な眺めの保全を阻害しないものであること。</p> <p>(4) 建築物等の色彩は、禁止色を用いないこととし、境内の歴史的資産や自然、緑等の眺めと調和し違和感を与えるものでないこと。</p> <p>(5) 境内の眺めの形成に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。</p>
1 1 - 2 慈照寺「展望所」からの市街地	「展望所」の点（北緯35度1分36秒、東経135度47分57秒）	近景デザイン保全区域(約23.9ヘクタール)	視点場と高野交差点の中心を通る線及び視点場と東福寺交差点の中心を通る線に挟まれた範囲で、視点場から半径500メートルの区域	<p>1 建築物等は、特に「展望所」から望見する広大な眺めと一体的に視界に入る境内の良好な眺めを阻害してはならない。</p> <p>2 視点場から視認される建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 建築物の屋根にあっては、以下によること。</p> <p>ア 特定こう配を有するものであること。</p> <p>イ 形状は、切妻、寄棟、入母屋であること。</p> <p>ウ 日本瓦又は銅板で葺かれていること。</p> <p>(2) 塔屋を設けないこと。</p> <p>(3) 建築物等の各部は、周辺の山並みの自然と緑、歴史的資産の良好な眺めの保全を阻害しないものであること。</p> <p>(4) 建築物等の色彩は、禁止色を用いないこととし、「展望所」の</p>

				<p>歴史的資産や自然、緑等の眺めと調和し違和感を与えるものでないこと。</p> <p>(5) 「展望所」からの眺めの形成に支障となる建築設備、工作物等を設けうこと。</p>
		<p>遠景デザイン 保全区域(約2 3, 599. 1 ヘクタール)</p>	<p>視点場と高野交差点の中心を通る線及び視点場と東福寺交差点の中心を通る線と都市計画区域界とで囲まれた区域(近景デザイン保全区域を除く。)</p>	<p>1 建築物等は、特に「展望所」から慈照寺の境内を通して望見する市街地と周辺の山並みとの良好な眺めを阻害してはならない。</p> <p>2 建築物等の色彩は、禁止色を用いないこととし、周辺の山並みと一緒にとなって望見される市街地の良好な景観を形成するものとして、調和のとれたものとすること。</p>
12 龍安寺	世界遺産の登録資産	<p>近景デザイン 保全区域(約1 23. 4ヘクタール)</p>	<p>世界遺産の登録資産の外側500メートルの区域</p>	<p>1 龍安寺境内の樹木、歴史的資産等のスカイラインや背景の風情を保全するため、建築物等は、境内地から周辺を眺めるときの境内の樹木、歴史的な建築物等の頂部を超えて、境内の眺めを阻害してはならない。</p> <p>2 視点場から視認される建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 建築物の屋根にあっては、以下によること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 特定こう配を有するものであること。 イ 形状は、切妻、寄棟、入母屋であること。 ウ 日本瓦又は銅板で葺かれていること。 <p>(2) 塔屋を設けないこと。</p> <p>(3) 建築物等の各部は、周辺の山並みの自然と緑、歴史的資産の良好な眺めの保全を阻害しないものであること。</p> <p>(4) 建築物等の色彩は、禁止色を用いないこととし、境内の歴史的資産や自然、緑等の眺めと調和し違和感を与えるものでないこと。</p> <p>(5) 境内の眺めの形成に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。</p>
13 本願寺	世界遺産の登録資産	<p>近景デザイン 保全区域(約1 30. 3ヘクタール)</p>	<p>世界遺産の登録資産の外側500メートルの区域</p>	<p>1 本願寺境内の樹木、歴史的資産等のスカイラインや背景の風情を保全するため、建築物等は、境内地から周辺を眺めるときの境内の樹木、歴史的な建築物等の頂部を超えて、境内の眺めを阻害してはならない。</p> <p>2 視点場から視認される建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 建築物の屋根は、こう配屋根</p>

					<p>であること。</p> <p>(2) 塔屋を設けないこと。</p> <p>(3) 建築物等の各部は、歴史的資産の良好な眺めの保全を阻害しないものであること。</p> <p>(4) 建築物等の色彩は、禁止色を用いないこととし、境内の歴史的資産や緑等の眺めと調和し違和感を与えるものでないこと。</p> <p>(5) 境内の眺めの形成に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。</p>
14 二条城	世界遺産の登録資産	近景デザイン保全区域(約182.5ヘクタール)	世界遺産の登録資産の外側500メートルの区域	1	<p>二条城の樹木、歴史的資産等のスカイラインや背景の風情を保全するため、建築物等は、城郭内から周辺を眺めるときの城郭内の樹木、歴史的な建築物等の頂部を超えて、城郭内の眺めを阻害してはならない。</p> <p>2 視点場から視認される建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 建築物の屋根は、こう配屋根であること。</p> <p>(2) 塔屋を設けないこと。</p> <p>(3) 建築物等の各部は、歴史的資産の良好な眺めの保全を阻害しないものであること。</p> <p>(4) 建築物等の色彩は、禁止色を用いないこととし、伝統的な城郭建築としての歴史的資産の眺めと調和し違和感を与えるものでないこと。</p> <p>(5) 城郭内の眺めの形成に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。</p>
15 京都御苑	京都御苑の敷地	近景デザイン保全区域(約274.3ヘクタール)	京都御苑の外側500メートルの区域	1	<p>京都御苑の樹木、歴史的資産等のスカイラインや背景の風情を保全するため、建築物等は、御苑の敷地内から周辺を眺めるときの御苑の樹木、歴史的な建築物等の頂部を超えて、御苑の敷地内の眺めを阻害してはならない。</p> <p>2 視点場から視認される建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 建築物の屋根は、こう配屋根であること。</p> <p>(2) 塔屋を設けないこと。</p> <p>(3) 建築物等の各部は、歴史的資産の良好な眺めの保全を阻害しないものであること。</p> <p>(4) 建築物等の色彩は、禁止色を用いないこととし、御苑内の歴史的資産の眺めと調和し違和感を与えるものでないこと。</p> <p>(5) 御苑としての境内の眺めの形</p>

				成に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。
16-1 修学院離宮	修学院離宮の敷地	近景デザイン保全区域(約221.5ヘクタール)	修学院離宮の外側500メートルの区域	<p>1 修学院離宮の樹木、歴史的資産等のスカイラインや背景の風情を保全するため、建築物等は、離宮の敷地内から周辺を眺めるときの離宮の樹木、歴史的な建築物等の頂部を超えて、離宮の眺めを阻害してはならない。</p> <p>2 視点場から視認される建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 建築物の屋根にあっては、以下によること。</p> <p>ア 特定こう配を有するものであること。</p> <p>イ 形状は、切妻、寄棟、入母屋であること。</p> <p>ウ 日本瓦で葺かれていること。</p> <p>(2) 塔屋を設けないこと。</p> <p>(3) 建築物等の各部は、歴史的資産の良好な眺めの保全を阻害しないものであること。</p> <p>(4) 建築物等の色彩は、禁止色を用いないこととし、離宮の歴史的資産や周辺の緑等の眺めと調和し違和感を与えるものでないこと。</p> <p>(5) 離宮としての境内の眺めの形成に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。</p>
16-2 修学院離宮 「隣雲亭」からの岩倉方面	「隣雲亭」の点(北緯35度3分14秒、東経135度48分13秒)	近景デザイン保全区域(約39.3ヘクタール)	視点場から万松塲の中心方向への視線を中心に行き、左右へそれぞれ90度の範囲で、半径500メートルの区域	<p>1 建築物等は、特に「隣雲亭」から岩倉方面を見下ろすとき、同時に視界に入る、離宮の良好な風情の眺めを阻害してはならない。</p> <p>2 視点場から視認される建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 建築物の屋根にあっては、以下によること。</p> <p>ア 特定こう配を有するものであること。</p> <p>イ 形状は、切妻、寄棟、入母屋であること。</p> <p>ウ 日本瓦で葺かれていること。</p> <p>(2) 塔屋を設けないこと。</p> <p>(3) 建築物等の各部は、周辺の緑等と離宮の良好な眺めを阻害しないものであること。</p> <p>(4) 建築物等の色彩は、禁止色を用いないこととし、山並みの自然と離宮の風情が形成する良好な景観と調和し違和感を与えるものでないこと。</p> <p>(5) 「隣雲亭」からの眺めの形成</p>

				に支障となる建築設備、工作物等を設けうこと。
		遠景デザイン保全区域(約25.513.7ヘクタール)	視点場から万松塲の中心方向への視線を中心に左右へそれぞれ90度で引いた線の延長線と都市計画区域界で囲まれた区域(近景デザイン保全区域を除く。)	1 建築物等は、「瞬雲亭」からの離宮の庭園を通して望見する市街地と周辺の山並みとの良好な眺めを阻害してはならない。 2 建築物等の色彩は、禁止色を用いないこととし、庭園の風趣と周辺の山並みの緑等と一体となって望見される市街地の良好な景観を形成するものとして調和のとれたものとすること。
17 桂離宮	桂離宮の敷地	近景デザイン保全区域(約130.3ヘクタール)	桂離宮の外側50メートルの区域	1 桂離宮の樹木、歴史的資産等のスカイラインや背景の風情を保全するため、建築物等は、離宮の敷地内から周辺を眺めるときの庭園等の樹木、歴史的な建築物等の頂部を超えて、離宮の眺めを阻害してはならない。 2 視点場から視認される建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1) 建築物の屋根にあっては、以下によること。 ア 特定こう配を有するものであること。 イ 形状は、切妻、寄棟、入母屋であること。 ウ 日本瓦で葺かれていること。 (2) 塔屋を設けないこと。 (3) 建築物等の各部は、歴史的資産の良好な眺めの保全を阻害しないものであること。 (4) 建築物等の色彩は、禁止色を用いないこととし、離宮の歴史的資産や周辺の緑等の眺めと調和し違和感を与えるものでないこと。 (5) 畦宮としての境内の眺めの形成に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。
通りの眺め	18 御池通	堀川通東詰から御池大橋西詰までの御池通	近景デザイン保全区域(約19.3ヘクタール)	アイストップとしての東山や西山の山並みと、沿道の中高層建築物等とが一体となった良好な通りの眺めを形成するため、視点場から視認される建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1) 端正な屋上景観による良好なスカイラインの形成に資するものであること。 (2) 建築物等は、アイストップとしての山並みにも配慮し、特に視点場から視認される各部については、優れた御池通の沿道景観を形成するものであること。

				(3) 優れた沿道の景観形成に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。
19 四条通	堀川通東詰から東大路通東詰までの四条通	近景デザイン保全区域(約19.0ヘクタール)	堀川通東詰から東大路通東詰まで道路界から両側30メートルの区域	<p>アイストップとしての東山や西山の山並みと、沿道の中高層建築物等とが一体となった良好な通りの眺めと、京都の代表的な繁華街として品格のある景観を形成するため、視点場から視認される建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 端正な屋上景観による良好なスカイラインの形成に資すること。</p> <p>(2) 建築物等は、アイストップとしての山並みや歴史的資産等にも配慮し、特に視点場から視認される各部については、優れた四条通の沿道景観を形成すること。</p> <p>(3) 優れた沿道の景観形成に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。</p>
20 五条通	堀川通東詰から東大路通東詰までの五条通	近景デザイン保全区域(約23.8ヘクタール)	堀川通東詰から東大路通東詰まで道路界から両側30メートルの区域	<p>アイストップとしての東山や西山の山並みと、沿道の中高層建築物等とが一体となった良好な通りの眺めを形成するため、視点場から視認される建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 端正な屋上景観による良好なスカイラインの形成に資すること。</p> <p>(2) 建築物等は、アイストップとしての山並みにも配慮し、特に視点場から視認される各部については、優れた五条通の沿道景観を形成すること。</p> <p>(3) 優れた沿道の景観形成に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。</p>
21 産寧坂伝統的建造物群保存地区内の通り	産寧坂伝統的建造物群保存地区内の道路	近景デザイン保全区域(約164.3ヘクタール)	産寧坂伝統的建造物群保存地区の地区界から500メートルの区域	<p>産寧坂の沿道にある伝統的建造物群による良好な歴史的風情を保全・創出するため、視点場から視認される建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 建築物の屋根にあっては、以下によること。 ア 特定こう配を有すること。 イ 形状は、切妻、寄棟、入母屋であること。 ウ 日本瓦又は銅板で葺かれてすること。</p> <p>(2) 塔屋を設けないこと。</p> <p>(3) 建築物等の各部は、良好な歴</p>

					<p>史的な町並みの眺めを阻害しないものであること。</p> <p>(4) 建築物等の色彩は、禁止色を用いないこととし、歴史的な町並み景観と調和し違和感を与えないこと。</p> <p>(5) 優れた歴史的な町並みの景観形成に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。</p>
水辺の眺め	22 濠川・宇治川派流	美観地区に指定されている濠川・宇治川派流の流域に架かる橋並びに当該流域の河川沿いの道路	近景デザイン保全区域(約30.7ヘクタール)	美観地区に指定されている濠川・宇治川派流流域の河川界及び当該流域沿いの道路の道路界から外側へ20メートルの区域	<p>伏見の良好な水辺空間と両岸及び沿道の建築物等が一体となって形成する水辺の眺めを保全・創出するため、視点場から視認される建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 建築物の屋根にあっては、以下によること。</p> <p>ア 特定こう配を有すること。</p> <p>イ 形状は、切妻、寄棟、入母屋であること。</p> <p>ウ 日本瓦又は銅板その他景観上支障のない金属板で葺かれていること。</p> <p>(2) 塔屋を設けないこと。</p> <p>(3) 建築物等は、河川沿いの道路の沿道景観にも配慮し、特に河川側から視認される各部については、河川沿いの縁等と共生する良好な水辺の景観を形成すること。</p> <p>(4) 建築物等の色彩は、禁止色を用いないこととし、良好な縁等と共生する水辺の眺めに調和し違和感を与えるものでないこと。</p> <p>(5) 良好的な水辺空間の形成に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。</p>
23-1 疏水	川端通から疏水記念館前までの琵琶湖疏水に架かる橋(秋月橋、熊野橋、徳成橋、冷泉橋、二条橋、慶流橋及び広道橋)	近景デザイン保全区域(約16.0ヘクタール)	琵琶湖疏水沿いの道路界(仁王門通等)から南側及び西側へ20メートル、疏水界から北側及び東側へ20メートルの区域	疏水の良好な水辺空間と沿道等の建築物等が一体となって形成する水辺の眺めを保全・創出するため、視点場から視認される建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。	<p>(1) 建築物の屋根は、こう配屋根、屋上緑化等により良好な屋上景観を形成すること。</p> <p>(2) 塔屋を設けないこと。</p> <p>(3) 建築物等は、疏水沿いの道路の沿道景観にも配慮し、特に疏水側から視認される各部については、自然の山並みや疏水沿いの縁等と共生し、良好な水辺の景観を形成すること。</p> <p>(4) 建築物等の色彩は、禁止色を</p>

				用いないこととし、山並みの緑等と良好な水辺の眺めに調和し違和感を与えるものでないこと。 (5) 良好的な水辺空間の形成に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。	
23-2 琵琶湖疏水からの東山	仁王門通琵琶湖疏水記念館前付近の点A（北緯35度00分42秒、東経135度47分15秒）	近景デザイン保全区域（約9.8ヘクタール）	仁王門通の琵琶湖疏水記念館前付近の点Aから真東への視線を中心に左右へ22.5度で引いた線に挟まれた範囲で、半径500メートルの区域	仁王門通から眺める良好な疏水の水辺空間と、アイストップとしての東山の山並みの自然や緑等が一体となった良好な眺めを保全・創出するため、視点場から視認される建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1) 建築物の屋根にあっては、以下によること。 ア 特定こう配を有するものであること。 イ 形状は、切妻、寄棟、入母屋であること。 ウ 日本瓦又は銅板その他景観上支障のない金属板で葺かれていること。 (2) 塔屋を設けないこと。 (3) 建築物等の各部は、疏水越しに東山の自然を眺めるときに同時に視界に入る市街地の良好な景観を形成するものであること。 (4) 建築物等の色彩は、禁止色を用いないこととし、東山の山並みの自然や緑等と良好な水辺の眺めに調和し違和感を与えるものでないこと。 (5) 自然の眺めと良好な水辺の眺めに支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。	
庭園からの眺め	24 円通寺	円通寺「御幸御殿」の点（北緯35度3分51秒、東経135度46分6秒、標高110.2メートル）	眺望空間保全区域（約255.8ヘクタール）	視点場と、視点場から比叡山を眺めるときに比叡山を挟んでいる最も内側の左の柱（北緯35度3分52秒、東経135度46分7秒）と右の柱（北緯35度3分51秒、東経135度46分7秒）とをそれぞれ結んだ線の延長線に挟まれた範囲	建築物等の各部分は、標高110.2メートルを超えないこと。
		近景デザイン保全区域（約17.6ヘクタール）	視点場と円通寺内の生け垣の北の角（北緯35度3分52秒、東経135度46分7秒）及び南の角（北緯35度3分51秒、東経1	比叡山を自らの庭園の中に取り込む、円通寺「御幸御殿」の借景を保全するため、視点場から視認される建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1) 建築物の屋根にあっては、以	

			35度46分7秒)とをそれぞれ結んだ線の延長線に挟まれた範囲で、視点場から半径500メートルの区域	下によること。 ア 特定こう配を有するものであること。 イ 形状は、切妻、寄棟、入母屋であること。 ウ 日本瓦又は銅板で葺かれていること。 (2) 塔屋を設けないこと。 (3) 建築物等は、比叡山を眺める円通寺の借景に配慮し、特に視点場から視認される各部については、借景を阻害するものでないこと。 (4) 建築物等の色彩は、禁止色を用いないこととし、庭園と自然の山並みが形成する良好な景観と調和し違和感を与えるものでないこと。 (5) 庭園から眺める自然の風趣に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。
		遠景デザイン保全区域(約3,017.5ヘクタール)	視点場と円通寺内の生け垣の北の角(北緯35度3分52秒、東経135度46分7秒)及び南の角(北緯35度3分51秒、東経135度46分7秒)とをそれぞれ結んだ線の延長線と都市計画区域界で囲まれた区域(近景デザイン保全区域を除く。)	建築物等の色彩は、禁止色を用いないこととし、庭園の風趣、山並みの自然や緑等との調和にも配慮したものとすること。
25 涉成園	涉成園の庭園	近景デザイン保全区域(約115.3ヘクタール)	涉成園の敷地境界から外側500メートルの区域	1 涉成園の庭園の樹木、歴史的資産等のスカイラインや背景の風情を保全するため、建築物等は、庭園から周辺を眺めるときの庭園の樹木、歴史的な建築物等の頂部を超えて、庭園の眺めを阻害してはならない。 2 視点場から視認される建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1) 建築物の屋根は、こう配屋根であること。 (2) 塔屋を設けないこと。 (3) 建築物等の各部は、良好な眺めの保全を阻害しないものであること。 (4) 建築物等の色彩は、禁止色を用いないこととし、涉成園の歴史的資産や緑等の眺めと調和し違和感を与えるものでないこと。 (5) 庭園の良好な眺めの形成に支

					障となる建築設備、工作物等を設けないこと。
山並みへの眺め	26 賀茂川右岸からの東山	「御園橋」付近の点A (北緯35度3分26秒、東経135度45分3秒)から「賀茂大橋」付近の点B (北緯35度1分46秒、東経135度46分16秒)までの賀茂川右岸の河川敷	近景デザイン保全区域(約187.6ヘクタール)	視点場の点Aから点Bまでの賀茂川右岸の任意の点から真東への視線を中心に左右に22.5度で引いた線に挟まれた範囲で、半径500メートルの区域	<p>賀茂川の水辺越しに見える東山の山並みと、市街地が一体となって形成する良好な眺めを保全・創出するため、視点場から視認される建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 建築物の屋根は、こう配屋根であること。 (2) 河川側にある建築物の屋根は、日本瓦又は銅板で葺かれていること。 (3) 塔屋を設けないこと。 (4) 建築物等は、賀茂川右岸からの眺めに配慮し、特に河川側から視認される各部については、自然の眺めと調和した景観を形成するものであること。 (5) 建築物等の色彩は、禁止色を用いないこととし、賀茂川からの山並みへの眺めと調和し違和感を与えるものでないこと。 (6) 東山の美しい山並みへの眺めの形成に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。
	27 賀茂川両岸からの北山	「賀茂川通学橋」付近の点A (右岸: 北緯35度4分2秒、東経135度44分40秒、左岸: 北緯35度4分3秒、東経135度44分42秒)から「賀茂大橋」付近の点B (右岸: 北緯35度1分46秒、東経135度46分16秒、左岸: 北緯35度1分8秒、東経135度46分18秒)までの賀茂川両岸の河川敷	近景デザイン保全区域(約201.1ヘクタール)	「賀茂川通学橋」付近の点Aから「賀茂大橋」付近の点Bまでの賀茂川の中心線上の任意の点から上流への視線を中心に左右に22.5度で引いた線に挟まれた範囲で、半径500メートルの区域	<p>賀茂川の水辺越しに見える北山の山並みと市街地が一体となって形成する良好な景観を保全・創出するため、視点場から視認される建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 建築物の屋根は、こう配屋根であること。 (2) 塔屋を設けないこと。 (3) 建築物等は、賀茂川両岸からの眺めに配慮し、特に河川側から視認される各部については、自然の眺めと調和した景観を形成するものであること。 (4) 建築物等の色彩は、禁止色を用いないこととし、賀茂川の流れと山並みとの一体的な眺めと調和し違和感を与えるものでないこと。 (5) 山河の美しい眺めの形成に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。
	28 桂川	「渡月橋」	近景デザイン	視点場の点Aから	桂川の水辺越しに見える西山の山

	左岸からの西山	付近の点A (北緯35度0分49秒, 東経135度40分40秒) から「桂大橋」付近の点B (北緯34度59分3秒, 東経135度42分54秒)までの桂川左岸の河川側歩道	保全区域(約279.3ヘクタール)	点Bまでの桂川左岸の河川側歩道の任意の点から河川側への法線を中心に左右へ22.5度で引いた線に挟まれた範囲で, 半径500メートルの区域	<p>並みと市街地が一体となって形成する良好な景観を保全・創出するため, 視点場から視認される建築物等は, 次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 建築物の屋根は, こう配屋根であること。 (2) 塔屋を設けうこと。 (3) 建築物等は, 桂川からの眺めに配慮し, 特に河川側から視認される各部については, 自然の眺めと調和した景観を形成すること。 (4) 建築物等の色彩は, 禁止色を用いないこととし, 桂川からの山並みへの眺めと調和し違和感を与えるものでないこと。 (5) 西山の美しい山並みへの眺めの形成に支障となる建築設備, 工作物等を設けないこと。
'しるし'への眺め	29 賀茂川右岸からの「大文字」	'北大路橋'付近の点A (北緯35度2分41秒, 東経135度45分42秒)から「賀茂大橋」付近の点B (北緯35度1分46秒, 東経135度46分16秒)までの賀茂川右岸の河川敷	眺望空間保全区域(約269.9ヘクタール)	視対象となる「大」の字の底辺において, その中心から左右に「大」の字の最大幅と同等の距離にそれぞれ点a(北緯35度1分27秒, 東経135度48分14秒)及び点b(北緯35度1分19秒, 東経135度48分10秒)を置き, 当該二つの点(標高290.986メートル)と, 視点場の点A(標高67.683メートル)から点B(標高49.487メートル)までの任意の点の標高に1.5メートルを加えた高さの点とを結んで作られる面(標高面)を地盤に水平投影した区域	建築物等の各部分は, 区域の範囲に規定する「標高面」を超えてはならない。
	近景デザイン保全区域(約89.3ヘクタール)	視点場の点Aから「大」の中心への視線を中心右方向へ22.5度で引いた線と, 視点場の点Bから「大」の中心への視線を中心左方向へ22.5度で引いた線に挟まれた範囲で, 視点場から500メートル	<p>賀茂川右岸から眺める「大文字」と一体となって視界に入る市街地の良好な景観を形成するため, 視点場から視認される建築物等は, 次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 建築物の屋根は, こう配屋根であること。 (2) 河川沿いにある建築物の屋根は, 日本瓦又は銅板で葺かれていること。 		

			ルの区域	<p>(3) 塔屋を設けないこと。</p> <p>(4) 建築物等は、賀茂川右岸からの眺めに配慮し、特に視点場から視認される各部については、良好な自然の眺めと調和した景観を形成するものであること。</p> <p>(5) 建築物等の色彩は、禁止色を用いないこととし、「大文字」への良好な眺めを阻害しないよう、自然の緑等との調和にも配慮したものとすること。</p> <p>(6) 「大文字」を核とした、自然の眺めの形成に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。</p>
		遠景デザイン 保全区域（約 1,705.3 ヘクタール）	視点場の点Aから 「大」の中心への視 線を中心に右方向 へ22.5度で引いた線と、視点場の点 Bから「大」の中心 への視線を中心に 左方向へ22.5度 で引いた線と都市 計画区域界で囲ま れた区域(近景デザ イン保全区域を除 く。)	建築物等の色彩は、禁止色を用い ないこととし、「大文字」を核として、 広く視界に入る山並みの自然の緑等 との調和にも配慮したものとすること。
30 高野 川左岸から の「法」	疏水分線付 近の点A (北緯35 度2分39 秒、東経1 35度46 分50秒) から「高野 橋」の北側 の点B(北 緯35度2 分36秒、 東経135 度46分4 8秒)まで の高野川左 岸の河川敷	眺望空間保全 区域（約11. 1ヘクタール）	視対象となる「法」 の字の底辺において、その中心から左 右に「法」の字の最 大幅と同等の距離 にそれぞれ点a(北 緯35度3分15 秒、東経135度4 7分7秒)及び点b (北緯35度3分 15秒、東経135 度47分13秒)を 置き、当該二つの点 (標高122.33 9メートル)と、視 点場の点A(標高6 6.225メート ル)から点B(標高 64.408メート ル)までの任意の点 の標高に1.5メー トルを加えた高さ の点とを結んで作 られる面(標高面) を地盤に水平投影 した区域	建築物等の各部分は、区域の範囲 に規定する「標高面」を超えてはな らない。
		近景デザイン 保全区域(約1 4.0ヘクター	視点場の点Aから 「法」の中心への視 線を中心に右方向	高野川左岸から眺める「法」と一 体となって視界に入る市街地の良好 な景観を形成するため、視点場から

		ル)	へ22.5度で引いた線と、視点場の点Bから「法」の中心への視線を中心に左方向へ22.5度で引いた線に挟まれた範囲で、視点場から500メートルの区域	視認される建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1) 建築物の屋根は、こう配屋根であること。 (2) 河川側にある建築物の屋根は、日本瓦又は銅板で葺かれていること。 (3) 塔屋を設けないこと。 (4) 建築物等は、高野川左岸からの眺めに配慮し、特に視点場から視認される各部については、良好な自然の眺めと調和した景観を形成するものであること。 (5) 建築物等の色彩は、禁止色を用いないこととし、「法」への良好な眺めを阻害しないよう、自然の緑等との調和にも配慮したものとすること。 (6) 「法」を核とした、自然の眺めの形成に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。
		遠景デザイン保全区域（約6,238.3ヘクタール）	視点場の点Aから「法」の中心への視線を中心に右方向へ22.5度で引いた線と、視点場の点Bから「法」の中心への視線を中心に左方向へ22.5度で引いた線と都市計画区域界で囲まれた区域（近景デザイン保全区域を除く。）	建築物等の色彩は、禁止色を用いないこととし、「法」を核として、広く視界に入る山並みの自然の緑等との調和にも配慮したものとすること。
31 北山通からの「妙」	北山通のノートルダム小学校前交差点の点（北緯35度3分5秒、東経135度46分23秒）	眺望空間保全区域（約5.0ヘクタール）	視対象となる「妙」の字の底辺において、その中心から左右に「妙」の字の最大幅と同等の距離にそれぞれ点a（北緯35度3分19秒、東経135度46分26秒）及び点b（北緯35度3分19秒、東経135度46分35秒）を置き、当該二つの点（標高96.967メートル）と、視点場の標高（68.165メートル）に1.5メートルを加えた高さの点とを結んで作られる面（標高面）を地盤に水平投影した区域	建築物等の各部分は、区域の範囲に規定する「標高面」を超えてはならない。

	近景デザイン 保全区域（約 9.8ヘクター ル）	視点場から「妙」の 中心への視線を中 心に左右へそれぞ れ22.5度で引い た線に挟まれた範 囲で、半径500メ ートルの区域	北山通から眺める「妙」と一体と なって視界に入る市街地の良好な景 観を形成するため、視点場から視認 される建築物等は、次の各号に掲げ る基準に適合するものでなければな らない。 (1) 建築物の屋根は、こう配屋根 であること。 (2) 塔屋を設けないこと。 (3) 建築物等は、「妙」との一体と しての眺めに配慮し、特に視点 場から視認される各部について は、良好な自然の眺めと調和し た景観を形成するものであるこ と。 (4) 建築物等の色彩は、禁止色を 用いないこととし、「妙」への眺 めを阻害しないよう、自然の緑 等との調和にも配慮したものと すること。 (5) 「妙」を核とした、自然の眺 めの形成に支障となる建築設 備、工作物等を設けないこと。	
	遠景デザイン 保全区域（約 6.106.6 ヘクタール）	視点場から「妙」の 中心への視線を中 心に左右へそれぞ れ22.5度で引い た線と都市計画区 域界で囲まれた区 域（近景デザイン保 全区域を除く。）	建築物等の色彩は、禁止色を用い ないこととし、「妙」を核として、広 く視界に入る山並みの自然の緑等と の調和にも配慮したものとすること。	
32 賀茂 川左岸から の「船」	「上賀茂 橋」北側の 点A（北緯 35度3分 17秒、東 経135度 45分14 秒）から「北 山大橋」北 側の点B (北緯35 度3分7 秒、東経1 35度45 分27秒) までの賀茂 川左岸の河 川敷	眺望空間保 全区域（約44. 3ヘクタール）	視対象となる「船」 の「しるし」の底辺 において、その中心 から左右に「船」の 「しるし」の最大幅 と同等の距離にそ れぞれ点a（北緯3 5度3分55秒、東 経135度43分 58秒）及び点b (北緯35度4分 0秒、東経135度 44分12秒)を置 き、当該二つの点 (標高200.40 7メートル)と、視 点場の点A(標高7 9.956メート ル)から点B(標高 76.486メート ル)までの任意の点 の標高に1.5メー トルを加えた高さ の点とを結んで作 られる面（標高面） を地盤に水平投影	建築物等の各部分は、区域の範囲 に規定する「標高面」を超えてはな らない。

		した区域		
	近景デザイン 保全区域(約2 6. 9ヘクタ ール)	視点場の点Aから 「船」の中心への視 線を中心に右方向 へ22.5度で引い た線と、視点場の点 Bから「船」の中心 への視線を中心に 左方向へ22.5度 で引いた線に挟ま れた範囲で、視点場 から500メート ルの区域	<p>賀茂川左岸から眺める「船」と一 体となって視界に入る市街地の良好 な景観を形成するため、視点場から 視認される建築物等は、次の各号に 掲げる基準に適合するものでなければ ならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 建築物の屋根は、こう配屋根 であること。 (2) 塔屋を設けないこと。 (3) 建築物等は、賀茂川左岸から の眺めに配慮し、特に視点場から 視認される各部については、 良好な自然の眺めと調和した景 観を形成するものであること。 (4) 建築物等の色彩は、禁止色を 用いないこととし、「船」への良 好な眺めを阻害しないよう、自 然の緑等との調和にも配慮した ものとすること。 (5) 「船」を核とした、自然の眺 めの形成に支障となる建築設 備、工作物等を設けないこと。 	
	遠景デザイン 保全区域(約 5. 471. 0 ヘクタール)	視点場の点Aから 「船」の中心への視 線を中心に右方向 へ22.5度で引い た線と、視点場の点 Bから「船」の中心 への視線を中心に 左方向へ22.5度 で引いた線と都市 計画区域界で囲ま れた区域(近景デザ イン保全区域を除 く。)	建築物等の色彩は、禁止色を用い ないこととし、「船」を核として、広 く視界に入る山並みの自然の緑等と の調和にも配慮したものとすること。	
33 桂川 左岸からの 「鳥居」	嵯峨芸術大 学前の点A (北緯35 度0分35 秒、東經1 35度41 分22秒) から「松尾 橋」東詰の 点B(北緯 35度0分 7秒、東經 135度4 1分25 秒)までの 桂川左岸の 河川側の歩 道	眺望空間保全 区域(約10 1. 2ヘクター ール)	視対象となる「鳥 居」の「しるし」の 底辺において、その 中心から左右に「鳥 居」の「しるし」の 最大幅と同等の距 離にそれぞれ点a (北緯35度1分 37秒、東經135 度40分4秒)及び 点b(北緯35度1 分41秒、東經13 5度40分8秒)を 置き、当該二つの点 (標高111.81 6メートル)と、視 点場の点A(標高3 5. 594メート ル)から点B(標高 33.761メート ル)までの任意の点	建築物等の各部分は、区域の範囲 に規定する「標高面」を超えてはな らない。

			の標高に1.5メートルを加えた高さの点とを結んで作られる面(標高面)を地盤に水平投影した区域	
	近景デザイン保全区域(約44.3ヘクタール)	視点場の点Aから「鳥居」の中心への視線を中心に右方向へ22.5度で引いた線と、視点場の点Bから「鳥居」の中心への視線を中心に左方向へ22.5度で引いた線に挟まれた範囲で、視点場から500メートルの区域	桂川左岸から眺める「鳥居」と一体となって視界に入る市街地の良好な景観を形成するため、視点場から視認される建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。	(1) 建築物の屋根は、こう配屋根であること。 (2) 塔屋を設けないこと。 (3) 建築物等は、桂川左岸からの眺めに配慮し、特に視点場から視認される各部については、良好な自然の眺めと調和した景観を形成すること。 (4) 建築物等の色彩は、禁止色を用いないこととし、「鳥居」への良好な眺めを阻害しないよう、自然の緑等との調和にも配慮したものとすること。 (5) 「鳥居」を核とした自然の眺めの形成に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。
	遠景デザイン保全区域(約2,902.2ヘクタール)	視点場の点Aから「鳥居」の中心への視線を中心に右方向へ22.5度で引いた線と、視点場の点Bから「鳥居」の中心への視線を中心に左方向へ22.5度の角度で引いた線と都市計画区域界で囲まれた区域(近景デザイン保全区域を除く。)	建築物等の色彩は、禁止色を用いないこととし、「鳥居」を核として、広く視界に入る山並みの自然の緑等との調和にも配慮したものとすること。	
34 西大路通からの「左大文字」	平野神社前付近の交差点の点A (北緯35度1分54秒、東経135度43分53秒) から円町交差点の点B (北緯35度1分7秒、東経135度43分55秒) までの西大	眺望空間保全区域(約13.0ヘクタール)	視対象となる「左大文字」の字の底辺において、その中心から左右に「大」の字の最大幅と同等の距離にそれぞれ点a(北緯35度2分33秒、東経135度43分51秒)及び点b(北緯35度2分35秒、東経135度43分55秒)を置き、当該二つの点(標高168.073メートル)と、視点場の点	建築物等の各部分は、区域の範囲に規定する「標高面」を超えてはならない。

	路通		A (標高 68.100 メートル) から点 B (標高 44.100 メートル) までの任意の点の標高に 1.5 メートルを加えた高さの点とを結んで作られる面 (標高面) を地盤に水平投影した区域	
	近景デザイン 保全区域(約 14.9 ヘクタール)	西大路通の視点場の点 A から北へ 500 メートルの位置から視点場 B までの範囲で道路界から 20 メートルの区域	西大路通から眺める「左大文字」と一体となって視界に入る市街地の良好な景観を形成するため、視点場から視認される建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1) 建築物の屋根は、こう配屋根であること。 (2) 塔屋を設けないこと。 (3) 建築物等は、アイストップとしての「左大文字」を核とする自然に配慮し、特に視点場から視認される各部については、優れた西大路通の沿道景観を形成すること。 (4) 建築物等の色彩は、禁止色を用いないこととし、「左大文字」への良好な眺めを阻害しないよう、自然の緑等との調和にも配慮したものとすること。 (5) 「左大文字」を核とした、自然の眺めと優れた沿道の景観形成に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。	
35 船岡山公園からの「大文字」、「妙」、「法」、「船」又は「左大文字」	船岡山公園の点 A (北緯 35 度 2 分 23 秒、東経 135 度 44 分 34 秒)	眺望空間保全区域 (約 112.2 ヘクタール)	視対象となる「大文字」、「妙」又は「法」の各底辺において、それぞれの中心から左右に各「しるし」の最大幅と同等の距離にそれぞれ点 a 及び点 b を置き、当該二つの点※ と、視点場の点 A の標高 (98.186 メートル) に 1.5 メートルを加えた高さの点とを結んで作られる面 (標高面) をそれぞれ地盤に水平投影した区域 ※ a, b の標高「大文字」290.986 メートル「妙」96.967 メートル「法」122.33	建築物等の各部分は、区域の範囲に規定する「標高面」を超えてはならない。

		9メートル	
近景デザイン 保全区域(約2 0.4ヘクター ル)	視点場の点Aから 「大文字」の中心へ の視線を中心に右 方向へ22.5度で 引いた線と、視点場 の点Aから「妙」の 中心への視線を中 心に左方向へ22. 5度で引いた線に 挟まれた範囲で、半 径500メートル の区域	船岡山公園から眺める「大文字」, 「妙」又は「法」とそれぞれ一体と なって視界に入る市街地の良好な景 観を形成するため、視点場から視認 される建築物等は、次の各号に掲げ る基準に適合するものでなければな らない。 (1) 建築物の屋根は、こう配屋根 であること。 (2) 塔屋を設けないこと。 (3) 建築物等は、船岡山公園から 視認される各部については、良 好な自然の眺めと調和した景観 を形成するものであること。 (4) 建築物等の色彩は、禁止色を 用いないこととし、「大文字」, 「妙」又は「法」への眺めを阻 害しないよう、山並みと一体に 望見する良好な市街地の形成に 資するものであること。 (5) 良好な「大文字」、「妙」又は 「法」への眺めに支障となる建 築設備、工作物等を設けないこ と。	
遠景デザイン 保全区域(約 8.575.9 ヘクタール)	視点場の点Aから 「大文字」の中心へ の視線を中心に右 方向へ22.5度で 引いた線と、視点場 の点Aから「妙」の 中心への視線を中 心に左方向へ22. 5度の線と都市計 画区域界で囲まれ た区域(近景デザイ ン保全区域を除 く。)	建築物等の色彩は、禁止色を用い ないこととし、「大文字」、「妙」又は 「法」をそれぞれ核として広く視界 に入る山並みの縁等との調和にも配 慮したものとすること。	
船岡山公園 の点B(北 緯35度2 分21秒、 東経135 度44分2 8秒)	眺望空間保全 区域(約59. 8ヘクタール) 視対象となる「船」 又は「左大文字」の 各底辺において、そ れぞれの中心から 左右に各「しるし」 の最大幅と同等の 距離にそれぞれ点 a及び点bを置き、 当該二つの点※ と、視点場の点Bの 標高(110.02 0メートル)に1. 5メートルを加え た高さの点とを結 んで作られる面(標 高面)をそれぞれ地 盤に水平投影した 区域 ※a, bの標高	建築物等の各部分は、区域の範囲 に規定する「標高面」を超えてはな らない。	

			「船」200.40 7メートル「左大文字」168.073 メートル		
	近景デザイン 保全区域(約2 1.5ヘクタ ール)	視点場の船岡山公 園の点Bから「船」 の中心への視線を 中心に右方向へ2 2.5度で引いた線 と、視点場の点Bか ら「左大文字」の中 心への視線を中心 に左方向へ22.5 度で引いた線に挟 まれた範囲で、半径 500メートルの 区域	船岡山公園から眺める「船」又は 「左大文字」とそれぞれ一体となっ て視界に入る市街地の良好な景観を 形成するため、視点場から視認され る建築物等は、次の各号に掲げる基 準に適合するものでなければならない。 (1) 建築物の屋根は、こう配屋根 であること。 (2) 塔屋を設けないこと。 (3) 建築物等は、船岡山公園から 視認される各部については、良 好な自然の眺めと調和した景観 を形成するものであること。 (4) 建築物等の色彩は、禁止色を 用いないこととし、「船」又は「左 大文字」への眺めを阻害しない よう、山並みと一体に望見する 良好な市街地の形成に資するも のであること。 (5) 良好的な「船」又は「左大文字」 への眺めに支障となる建築設 備、工作物等を設けないこと。		
	遠景デザイン 保全区域(約1 2.895.5 ヘクタール)	視点場の船岡山公 園の点Bから「船」 の中心への視線を 中心に右方向へ2 2.5度で引いた線 と、視点場の点Bか ら「左大文字」の中 心への視線を中心 に左方向へ22.5 度の線と都市計画 区域界で囲まれた 区域(近景デザイン 保全区域を除く。)	建築物等の色彩は、禁止色を用い ないこととし、「船」又は「左大文字」 をそれぞれ核として広く視界に入る 山並みの縁等との調和にも配慮した ものとすること。		
見晴ら しの眺 め	36 鴨川 に架かる橋 からの鴨川	「賀茂大 橋」から「塩 小路橋」ま での鴨川に 架かる橋 (賀茂大 橋、荒神橋, 丸太町橋, 二条大橋, 御池大橋, 三条大橋, 四条大橋, 团栗橋, 松原橋, 五 条大橋, 正 面橋, 七条 大橋及び塩	近景デザイン 保全区域(約5 28.5ヘクタ ール)	鴨川に架かる橋の 中心から半径50 0メートルの区域	鴨川を通してみる河川、山並みそ して市街地が一体となって形成する 良好な見晴らしを保全・創出するた め、視点場から視認される建築物等 は、次の各号に掲げる基準に適合す るものでなければならない。 (1) 建築物等は、鴨川からの眺め に配慮し、特に河川から視認さ れる各部については、良好な水 辺の景観を形成するものである こと。 (2) 建築物等の色彩は、禁止色を 用いないこととし、鴨川と山並 みが形成する自然の眺めに調和 し、違和感を与えるものでない こと。 (3) 鴨川の良好な水辺の風趣に支

	小路橋)			障となる建築設備、工作物等を設けうこと。	
37 渡月橋下流から の嵐山一帯	渡月橋下流 の桂川左岸 の歩道の点 (北緯35 度0分49 秒、東経1 35度40 分42秒)	近景デザイン 保全区域(約5 6.6ヘクター ル)	視点場から渡月橋 の中心への視線を 中心に左右へそれ ぞれ90度の角度 で引いた線に挟ま れた範囲で、半径5 00メートルの区 域	桂川の両岸からみる河川を通し て、山並みそして趣のある町並みが 一体となって形成する良好な見晴ら しの眺めを保全・創出するため、視 点場から視認される建築物等は、次 の各号に掲げる基準に適合するもの でなければならない。 (1) 建築物の屋根にあっては、以 下によること。 ア 特定こう配を有するもので あること。 イ 形状は、切妻、寄棟、入母 屋であること。 ウ 日本瓦又は銅板で葺かれて いること。 (2) 塔屋を設けないこと。 (3) 建築物等は、桂川の両岸から の眺めに配慮し、特に両岸から 視認される各部については、良 好な水辺の景観を形成するもの であること。 (4) 建築物等の色彩は、禁止色を 用いないこととし、桂川と山並 みが形成する自然の眺めに調和 し、違和感を与えるものでない こと。 (5) 桂川の良好な水辺の風趣に支 障となる建築設備、工作物等を 設けないこと。	
見下ろ しの眺 め	38 大文 字山からの 市街地	大文字山の 弘法大師堂 前の点(北 緯35度1 分23秒、 東経135 度48分1 6秒)	近景デザイン 保全区域(約2 2.3ヘクター ル)	視点場と高野交差 点の中心を通る線 と視点場と東福寺 交差点の中心を通 る線に挟まれた範 囲で、視点場から半 径500メートル の区域	大文字山から見下ろす市街地の町 並み、屋並みの良好な景観を保全す るため、視点場から視認される建築 物等は、次の各号に掲げる基準に適 合するものでなければならない。 (1) 建築物の屋根にあっては、以 下によること。 ア こう配屋根であること。 イ 日本瓦又は銅板で葺かれて いること。 (2) 建築物等の色彩は、禁止色を 用いないこととし、自然の緑等 と調和し市街地に違和感を与 えるものでないこと。 (3) 良好的な自然と市街地の眺めの 形成に支障となる建築設備、工 作物等を設けないこと。
		遠景デザイン 保全区域(約2 2.904.6 ヘクタール)	視点場と高野交差 点の中心を通る線 と視点場と東福寺 交差点の中心を通 る線と都市計画区 域界で囲まれた区 域(近景デザイン保 全区域を除く。)	建築物等の色彩は、禁止色を用い ないこととし、山並みと一緒に望見 される良好な市街地を形成するもの として、調和のとれたものとするこ と。	

3 関係図書の縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市景観部市街地景観課及び風致保全課

(都市計画局都市景観部市街地景観課)